

新

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じた率を乗じて得られた額の合計額 ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (1) 就業支援事業 1センター当たり 6,736,000円 (2) 就業支援講習会等事業 1センター当たり 8,541,000円 (3) 就業情報提供事業 1センター当たり 2,575,000円 (4) 在宅就業推進事業 1センター当たり 2,000,000円 (5) 母子家庭等地域生活支援事業 1センター当たり 3,359,000円 (6) 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業 1ブロック当たり 1,084,000円	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役員費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		次により算出された額の合計額 2 一般市等就業・自立支援事業 1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役員費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

旧

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じた率を乗じて得られた額の合計額 ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (1) 就業支援事業 1センター当たり 6,736,000円 (2) 就業支援講習会等事業 1センター当たり 8,541,000円 (3) 就業情報提供事業 1センター当たり 2,556,000円 (4) 在宅就業推進事業 1センター当たり 2,000,000円 (5) 母子家庭等地域生活支援事業 1センター当たり 3,359,000円 (6) 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業 1ブロック当たり 1,080,000円	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役員費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		次により算出された額の合計額 2 一般市等就業・自立支援事業 1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役員費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

	旧	新
	<p>母子家庭等日常生活支援事業</p> <p>次に算出した額の合計額</p> <p>1 事務費分 1か所当たり 131,000円</p> <p>2 派遣手当分 (1) 子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。 (ア) 児童1人の場合 740円×延活動単位数 (イ) 児童2人の場合 740円×延活動単位数×1.5 (ウ) 児童3人の場合 740円×延活動単位数×2 (エ) 児童4人の場合 740円×延活動単位数×2.5 (オ) 児童5人の場合 740円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,110円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単位とする。 (ア) 児童1人の場合 920円×延活動単位数 (イ) 児童2人の場合 920円×延活動単位数×1.5 (ウ) 児童3人の場合 920円×延活動単位数×2 (エ) 児童4人の場合 920円×延活動単位数×2.5</p>	<p>母子家庭等日常生活支援事業</p> <p>次に算出した額の合計額</p> <p>1 事務費分 1か所当たり 131,000円</p> <p>2 派遣手当分 (1) 子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。 (ア) 児童1人の場合 740円×延活動単位数 (イ) 児童2人の場合 740円×延活動単位数×1.5 (ウ) 児童3人の場合 740円×延活動単位数×2 (エ) 児童4人の場合 740円×延活動単位数×2.5 (オ) 児童5人の場合 740円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,110円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単位とする。 (ア) 児童1人の場合 920円×延活動単位数 (イ) 児童2人の場合 920円×延活動単位数×1.5 (ウ) 児童3人の場合 920円×延活動単位数×2 (エ) 児童4人の場合 920円×延活動単位数×2.5</p>
	<p>1/2 (市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合) 2/3</p>	<p>1/2 (市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合) 2/3</p>

新		旧	
<p>(オ)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3 エ 宿泊分 3,680円×延児童数 オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p> <p>(2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p>		<p>(オ)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3 エ 宿泊分 3,680円×延児童数 オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p> <p>(2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p>	

新		旧	
ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額
1 生活支援講習会 198,000円×講座開催回数	1 生活支援講習会 198,000円×講座開催回数	1 生活支援講習会 198,000円×講座開催回数	1 生活支援講習会 198,000円×講座開催回数
2 健康支援事業 1か所当たり 934,000円	2 健康支援事業 1か所当たり 934,000円	2 健康支援事業 1か所当たり 934,000円	2 健康支援事業 1か所当たり 934,000円
3 土日・夜間電話相談事業 1か所当たり 2,612,000円	3 土日・夜間電話相談事業 1か所当たり 2,612,000円	3 土日・夜間電話相談事業 1か所当たり 2,612,000円	3 土日・夜間電話相談事業 1か所当たり 2,612,000円
4 児童訪問援助事業 (1)1回の訪問が1日場合 7,660円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 4,910円×訪問延回数	4 児童訪問援助事業 (1)1回の訪問が1日場合 7,660円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 4,910円×訪問延回数	4 児童訪問援助事業 (1)1回の訪問が1日場合 7,480円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 4,820円×訪問延回数	4 児童訪問援助事業 (1)1回の訪問が1日場合 7,480円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 4,820円×訪問延回数
5 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり 213,000円	5 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり 213,000円	5 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり 213,000円	5 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり 213,000円
次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額
1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下) なお、教育訓練開始日が平成19年9月以前の場合 教育訓練経費の40%相当額 (8,001円以上200,000円以下)	1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下) なお、教育訓練開始日が平成19年9月以前の場合 教育訓練経費の40%相当額 (8,001円以上200,000円以下)	1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下) なお、教育訓練開始日が平成19年9月以前の場合 教育訓練経費の40%相当額 (8,001円以上200,000円以下)	1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下) なお、教育訓練開始日が平成19年9月以前の場合 教育訓練経費の40%相当額 (8,001円以上200,000円以下)
母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業
母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業
1/2 〔市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3〕	1/2 〔市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3〕	1/2 〔市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3〕	1/2 〔市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3〕
3/4	3/4	3/4	3/4

新		旧			
<p>2 高等技能訓練促進費等事業</p> <p>(1) 高等技能訓練促進費</p> <p>ア 平成19年度以前に修業を開始した者</p> <p>103,000円×支給延月数</p> <p>イ 平成20年度以後に修業を開始した者</p> <p>(ア) 市町村民税非課税世帯に属する者</p> <p>103,000円×支給延月数</p> <p>(イ) (ア)以外の者</p> <p>51,500円×支給延月数</p> <p>(2) 入学支援修了一時金</p> <p>ア 市町村民税非課税世帯に属する者</p> <p>50,000円×支給延月数</p> <p>イ ア以外の者</p> <p>25,000円×支給延月数</p> <p>(削除)</p>	<p>2 高等技能訓練促進費事業</p> <p>103,000円×支給延月数</p> <p>3 常用雇用転換奨励金事業 (経過措置分)</p> <p>300,000円×支給延月数</p>	<p>母子自立支援プログラム策定等事業</p> <p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 母子自立支援プログラム策定事業</p> <p>1プログラム当たり 20,000円</p> <p>2 就職準備支援コース事業</p> <p>1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)</p>	<p>母子自立支援プログラム策定等事業</p> <p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 母子自立支援プログラム策定事業</p> <p>1プログラム当たり 20,000円</p> <p>2 就職準備支援コース事業</p> <p>1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)</p>	<p>10/10</p>	<p>10/10</p>

別紙様式第1

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金調書

都道府県(指定都市・中核市・市町村)名

国		補助率	地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額		歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

1. 「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

旧

別紙様式第1

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金調書

都道府県(指定都市・中核市・市町村)名

国		補助率	地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額		歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

1. 「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

新

新	旧
<p>別紙様式第2 番 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>市町村長 印</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 国庫補助金交付申請額 金 円</p> <p>母子家庭等就業・自立支援事業（一般市等就業・支援自立支援事業） 金 円</p> <p>母子家庭自立支援給付金事業 金 円</p> <p>母子自立支援プログラム策定等事業 金 円</p> <p>2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表1）</p> <p>3 母子家庭等対策総合支援事業計画書（平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について」の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第4による事業計画書）</p> <p>(添付書類) (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。） (2) その他参考となる資料</p>	<p>別紙様式第2 番 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>市町村長 印</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 国庫補助金交付申請額 金 円</p> <p>母子家庭等就業・自立支援事業（一般市等就業・支援自立支援事業） 金 円</p> <p>母子家庭自立支援給付金事業 金 円</p> <p>母子自立支援プログラム策定等事業 金 円</p> <p>2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表1）</p> <p>3 母子家庭等対策総合支援事業計画書（平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について」の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第4による事業計画書）</p> <p>(添付書類) (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。） (2) その他参考となる資料</p>

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調査

(市町村名)

区 分	事 業 名	総事業費	寄 付 金		差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	算定基準による 算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
			A	B						
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (一般市等就業・自立支援事業)									1/2
	母子家庭自立支援給付金事業									3/4
	母子自立支援プログラム策定等事業									10/10
合 計										

(記載上の注意)

- 1 本表は、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)及び「母子自立支援プログラム策定等事業」(市町村の直接補助事業)について記載すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、各事業ごとにF欄の額を記入すること。
- 5 H欄には、G欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調査

(市町村名)

区 分	事 業 名	総事業費	寄 付 金		差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	算定基準による 算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
			A	B						
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (一般市等就業・自立支援事業)									1/2
	母子家庭自立支援給付金事業									3/4
	母子自立支援プログラム策定等事業									10/10
合 計										

(記載上の注意)

- 1 本表は、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)及び「母子自立支援プログラム策定等事業」(市町村の直接補助事業)について記載すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、各事業ごとにF欄の額を記入すること。
- 5 H欄には、G欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

新	旧
<p>別紙様式第 3 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 印 中核市市長</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 国庫補助金交付申請額 金 円</p> <p>2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表 1）</p> <p>3 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額明細書（別表 2）</p> <p>4 母子家庭等対策総合支援事業計画書（平成 17 年 1 月 1 日雇児発第 1111001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について」の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第 4 による事業計画書）</p> <p>(添付書類)</p> <p>(1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）</p> <p>(2) その他参考となる資料</p>	<p>別紙様式第 3 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 印 中核市市長</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 国庫補助金交付申請額 金 円</p> <p>2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表 1）</p> <p>3 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額明細書（別表 2）</p> <p>4 母子家庭等対策総合支援事業計画書（平成 17 年 1 月 1 日雇児発第 1111001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について」の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第 4 による事業計画書）</p> <p>(添付書類)</p> <p>(1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）</p> <p>(2) その他参考となる資料</p>

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書

(都道府県・指定都市・中核市名)

区分	事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額(A-B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	費用負担基準による徴収予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	
											A
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)										1/2
	母子家庭等日常生活支援事業	都道府県指定都市中核市分									1/2
		市町村分								※1	※2
	ひとり親家庭生活支援事業	都道府県指定都市中核市分									1/2
		市町村分								※3	※4
	母子家庭自立支援給付金事業										3/4
母子自立支援プログラム策定等事業										10/10	
合	計										

(記載上の注意)

- 1 本表は、都道府県が行う事業(都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業)、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)について以下2～7に基づき、記入すること。なお、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)及び「母子自立支援プログラム策定等事業」(市町村の直接補助事業)については、別紙様式第2の別表1に記入すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収予定額の合計額を記入すること。
- 5 H欄には、各事業ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 6 I欄には、H欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 7 なお、母子家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭生活支援事業の市町村分の各欄の額は、別表2の①及び②の「※1～※4」の金額を記入すること。

旧

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書

(都道府県・指定都市・中核市名)

区分	事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額(A-B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	費用負担基準による徴収予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	
											A
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)										1/2
	母子家庭等日常生活支援事業	都道府県指定都市中核市分									1/2
		市町村分								※1	※2
	ひとり親家庭生活支援事業	都道府県指定都市中核市分									1/2
		市町村分								※3	※4
	母子家庭自立支援給付金事業										3/4
母子自立支援プログラム策定等事業										10/10	
合	計										

(記載上の注意)

- 1 本表は、都道府県が行う事業(都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業)、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)について以下2～7に基づき、記入すること。なお、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)及び「母子自立支援プログラム策定等事業」(市町村の直接補助事業)については、別紙様式第2の別表1に記入すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収予定額の合計額を記入すること。
- 5 H欄には、各事業ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 6 I欄には、H欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 7 なお、母子家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭生活支援事業の市町村分の各欄の額は、別表2の①及び②の「※1～※4」の金額を記入すること。

新

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

(1) 母子家庭等日常生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額(A-B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	費用負担基準による徴収予定額	差引額(F-G)	(H×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計											※1	※2

(記載上の注意)

- 1 本表には、母子家庭等日常生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、市町村ごとに平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収予定額の合計額を記入すること。
- 6 H欄には、市町村ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 7 I欄には、H欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 8 K欄には、I欄とJ欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 9 L欄には、K欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

(1) 母子家庭等日常生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額(A-B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	費用負担基準による徴収予定額	差引額(F-G)	(H×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計											※1	※2

(記載上の注意)

- 1 本表には、母子家庭等日常生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、市町村ごとに平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収予定額の合計額を記入すること。
- 6 H欄には、市町村ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 7 I欄には、H欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 8 K欄には、I欄とJ欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 9 L欄には、K欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

(別表2-②)

(2) ひとり親家庭生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 (A-B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	(F×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計									※3	※4

(記載上の注意)

- 1 本表には、ひとり親家庭生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 6 I欄には、G欄とH欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 7 J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

(別表2-②)

(2) ひとり親家庭生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 (A-B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	(F×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計									※3	※4

(記載上の注意)

- 1 本表には、ひとり親家庭生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 6 I欄には、G欄とH欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 7 J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

旧

新

新	旧
<p>別紙様式第4</p> <p>号 日 番 平成 年 月</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>市町村長 印</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業の事業実績報告について</p> <p>標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。</p> <p>1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書（別表1） 2 母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表2）</p> <p>添付書類 （1） 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。） （2） その他参考となる資料</p>	<p>別紙様式第4</p> <p>号 日 番 平成 年 月</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>市町村長 印</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業の事業実績報告について</p> <p>標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。</p> <p>1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書（別表1） 2 母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表2）</p> <p>添付書類 （1） 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。） （2） その他参考となる資料</p>

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書

(市町村名)

区 分	事 業 名	総事業費	寄付金その他の収入額		差引額 (A-B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	差引 過不足額 (J-H)
			A	B									
母子家庭等対策総合 支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (一般市等就業・自立支援事業)									1/2			
	母子家庭自立支援給付金事業									3/4			
	母子自立支援プログラム策定等事業									10/10			
合計													

(記載上の注意)

- 1 本表は、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)及び「母子自立支援プログラム策定等事業」(市町村の直接補助事業)について記入すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、各事業ごとにF欄の額を記入すること。
- 5 H欄には、G欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書

(市町村名)

区 分	事 業 名	総事業費	寄付金その他の収入額		差引額 (A-B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	差引 過不足額 (J-H)
			A	B									
母子家庭等対策総合 支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (一般市等就業・自立支援事業)									1/2			
	母子家庭自立支援給付金事業									3/4			
	母子自立支援プログラム策定等事業									10/10			
合計													

(記載上の注意)

- 1 本表は、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)及び「母子自立支援プログラム策定等事業」(市町村の直接補助事業)について記入すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、各事業ごとにF欄の額を記入すること。
- 5 H欄には、G欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金事業については3/4、母子自立支援プログラム策定等事業については10/10)を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

旧

新

新 旧

(別表2-①)

母子家庭等対策総合支援事業内訳書

(1) 母子家庭等就業・自立支援事業(一般市等就業・自立支援事業)

○事業内容	
1	就業支援事業
2	就業支援講習会等事業
3	就業情報提供事業
4	在宅就業推進事業
5	母子家庭等地域生活支援事業
養育費専門相談員の配置	

※地域の実情に応じて選択した事業のみを記載し、未実施の事業については記載を要しないこと。
※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合は、別添として添付すること。

(別表2-①)

母子家庭等対策総合支援事業内訳書

(1) 母子家庭等就業・自立支援事業(一般市等就業・自立支援事業)

○事業内容	
1	就業支援事業
2	就業支援講習会等事業
3	就業情報提供事業
4	在宅就業推進事業
5	母子家庭等地域生活支援事業
養育費専門相談員の配置	

※地域の実情に応じて選択した事業のみを記載し、未実施の事業については記載を要しないこと。
※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合は、別添として添付すること。

(別表2-①)

母子家庭等対策総合支援事業内訳書

(1) 母子家庭等就業・自立支援事業(一般市等就業・自立支援事業)

対象経費支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 就業支援事業		1 就業支援事業	
2 就業支援講習会等事業		2 就業支援講習会等事業	
3 就業情報提供事業		3 就業情報提供事業	1自治体当たり2,000,000円
4 在宅就業推進事業		4 在宅就業推進事業	
5 母子家庭等地域生活支援事業		5 母子家庭等地域生活支援事業	
合計額	円	合計額	円

(注)経費については、対象経費の区分(報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば〇〇円～〇〇円まで往復〇〇円など詳細に記載すること。
地域の実情に応じて、選択した事業のみを記載し、未実施の事業については記載を要しないこと。

(別表2-①)

母子家庭等対策総合支援事業内訳書

(1) 母子家庭等就業・自立支援事業(一般市等就業・自立支援事業)

対象経費支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 就業支援事業		1 就業支援事業	1自治体当たり2,000,000円
2 就業支援講習会等事業		2 就業支援講習会等事業	
3 就業情報提供事業		3 就業情報提供事業	
4 在宅就業推進事業		4 在宅就業推進事業	
5 母子家庭等地域生活支援事業		5 母子家庭等地域生活支援事業	
合計額	円	合計額	円

(注)経費については、対象経費の区分(報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば〇〇円～〇〇円まで往復〇〇円など詳細に記載すること。
地域の実情に応じて、選択した事業のみを記載し、未実施の事業については記載を要しないこと。

新

(別表2-②)

④母子家庭自立支援給付金事業
○事業内容

事業名	支給件数等
	支給件数
1 自立支援教育訓練給付金事業	
2. 高等技能訓練促進進費事業	支給件数(実件数)
(1) 産等技能訓練促進進費	支給延び件数(延日数)
(2) 入学支援修了一時金	支給件数

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 自立支援教育訓練給付金事業		1. 自立支援教育訓練給付金事業	別に定めるところによる
2. 高等技能訓練促進進費事業		2. 高等技能訓練促進進費事業	別に定めるところによる
(1) 高等技能訓練促進進費		(1) 高等技能訓練促進進費	了平成19年度以前に修業を開始した者 103,000円×(支給件数)
(2) 入学支援修了一時金		(2) 入学支援修了一時金	イ 平成20年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村住民税非課税世帯に属する者 103,000円×(支給件数) (イ) 市町村住民税課税世帯に属する者 51,500円×(支給件数)
小計	円	合計額	円
合計額	円	合計額	円

(注) 対象経費支支出額については、対象経費の区分(負担金、補助費)ごとに積算内訳を記載すること。

旧

(別表2-②)

④母子家庭自立支援給付金事業
○事業内容

事業名	支給件数等
	支給件数(実件数)
1 自立支援教育訓練給付金事業	
2. 高等技能訓練促進進費事業	支給延び件数(延日数)
3. 常用雇用監理補助金事業(産油措置分)	支給件数(実件数)

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 自立支援教育訓練給付金事業		1. 自立支援教育訓練給付金事業	別に定めるところによる
2. 高等技能訓練促進進費事業		2. 高等技能訓練促進進費事業	103,000円×(支給延び件数)
3. 常用雇用監理補助金事業		3. 常用雇用監理補助金事業	300,000円×(支給件数)
合計額	円	合計額	円

(注) 対象経費支支出額については、対象経費の区分(負担金、補助費)ごとに積算内訳を記載すること。

新

(別表2-③-1)

(3)母子自立支援プログラム策定等事業
ア 母子自立支援プログラム策定事業
○事業内容

プログラム策定件数	件
うち面接2回以上	件
事業内容 (できるだけ詳細に記載すること。)	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

経費区分	積算内訳
合計額	円

(注) 経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば〇〇駅～〇〇駅まで往復〇〇円などと詳細に記載すること。

旧

(別表2-③-1)

(3)母子自立支援プログラム策定等事業
ア 母子自立支援プログラム策定事業
○事業内容

プログラム策定件数	件
うち面接2回以上	件
事業内容 (できるだけ詳細に記載すること。)	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

経費区分	積算内訳
合計額	円

(注) 経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば〇〇駅～〇〇駅まで往復〇〇円などと詳細に記載すること。

新

(別表2-③-(2))

イ 就職準備支援コース事業

○事業内容

支援実人員 (人)	主な事業内容 (できるだけ詳細に記載すること。)

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

経費区分	積算内訳
合計額	
円	

(注) 経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役員費、委託料等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば〇〇駅～〇〇駅まで往復〇〇円などと詳細に記載すること。

旧

(別表2-③-(2))

イ 就職準備支援コース事業

○事業内容

支援実人員 (人)	主な事業内容 (できるだけ詳細に記載すること。)

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

経費区分	積算内訳
合計額	
円	

(注) 経費については、対象経費の区分(報酬、賃金、旅費、需用費、役員費、委託料等)ごとに積算内訳を記載することとし、例えば「旅費」であれば〇〇駅～〇〇駅まで往復〇〇円などと詳細に記載すること。

新	旧
<p>別紙様式第5</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 中核市長 印</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業の事業実績報告について</p> <p>標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書（別表1） 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金実績調書（別表2） 母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表3） <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。） その他参考となる資料 	<p>別紙様式第5</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 中核市長 印</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業の事業実績報告について</p> <p>標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書（別表1） 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金実績調書（別表2） 母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表3） <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。） その他参考となる資料